

Q 道路事業により既存の水道施設の一部が支障となり代替の施設を建設し機能回復を図ることとなった。施設管理者から長物であることを理由に減耗分非控除の要請がされているが、この場合、減耗分を控除しないことができる場合に当たるか。

A 既存公共施設等の機能回復を代替施設等の建設により行う場合には、要綱第8条第1項により、当該施設の建設に要する費用から既存施設の処分利益及び既存施設の機能の廃止までの間の財産価値の減耗分を控除することとなっています。しかし、減耗分の算定が不可能若しくは適当でない場合、既存施設等が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が管理するものであり、やむを得ない場合のいずれかであれば減耗分を控除しないことができると規定されています。質問の場合は、長物であることを理由に減耗分非控除を要請されており、の場合に当たるか否かが問題となると考えられますが、の場合に当たることも有りえるので双方について検討します。

・減耗分の算定が不可能若しくは適当でない場合いわゆる長物の取扱いとして、申し合せ第7第3項で道路、水路等減耗分の算定が不可能と認められる施設又は鉄道、電線路等でその一部を付替える場合において、当該部分のみの減耗分を算定することが適当でない施設については、減耗分の全部又は一部を控除しないことができると規定されています。このうち、道路、水路等減耗分の算定が不可能と認められる施設とは土地と一体化されたような施設が該当すると考えられ、水道施設はこれには当たらないと考えられます。また、鉄道、電線路等には上下水道管やガス管等も含むものであります(いわゆる長物)。しかし、長物であることを理由に全ての場合に減耗分を控除しないことができる訳ではありません。一部を付替える場合で当該部分のみの減耗分を算定することが適当でないとは、既存施設のうち、支障となり代替施設の建設を行う範囲がごく僅かであり、通常の個別の管理区間において当該公共施設の耐用年数の延長に寄与しないことが明らかである場合、例えば、水道管であれば代替施設として建設するのは5 であり、通常の更新等であれば50 以上の単位で工事が行われるような場合です。当該水道施設はこの場合に当たる可能性があります、実際に控除しないことができるかどうかは個別に判断する必要があります。

・既存施設等が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が管理するものであり、やむを得ない場合要綱第8条第1項ただし書きには既存施設等が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が管理するものである場合においてやむを得ないと認められるときは.....減耗分の全部又は一部を控除しないことができると規定されています。やむを得ないと認められるときとは、既存施設の管理者が控除される減耗分相当額を調達することが困難であると認められるような客観的な理由がある場合です。

具体的には、既存施設の管理者が地方公共団体等であれば、当該公共施設に係る決算が継続的に赤字状況にある等、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合と規定されています(同項第2号)。ここでいう決算とは特別会計等の個々の決算であり継続的にとは概ね3箇年以上の実績から判断するのが適当と考えられます。また、極めて困難とは、一般会計からの補填の状況やその可否、内部留保の状況、赤字の状況や財政規模等を個別に調査し総合的に判断することとなります。

また、既存施設の管理者が村落共同体等であれば、当該団体が減耗分相当額の資金調達力を有しない等と認められる場合と規定されています(同号)。資金調達力を有しない等とは、当該団体等自体には減耗分相当額を調達する力がなく、当該団体等の構成員に特別拠出を要請等しなければならぬ場合で、金額的に合理的でなく強制力も伴わないような場合です。

当該水道施設が何れかの場合に該当すれば減耗分を控除しないことができるが、控除しないことができるのは全部又は一部であり、控除しない範囲については、個別の状況から判断することとなります。